

町税だより

4月は軽自動車税の納付月 「納期限は4月30日（水）です」

4月から平成20年度がスタートしました。町税の納期限内納入をお願いします。

納税は、各納期ごとの納期内納入が原則ですが、納税組合ごとに納入状況を分析すると、12月に一括完納される方や、3月の年度末に完納される方が多く、納期内納入率低下の原因となっています。納期内納入率が低下してしまって、公共事業などに支払う費用が不足し、銀行などから一時借り入れすることになり、町の仕事に支障をきたすことになります。

町税は、まちの活力を支えるための大切な自主財源です。各納期ごとの、納期内納入にご協力ください。

口座振替制度の活用

口座振替を利用すると、各

納期ごとに預金通帳から自動的に引き落しができ、納税の

ためにわざわざお出かけになら

る必要がありません。忙しい

方、不在がちな方には、特に

便利です。納付を忘れ、延滞

金（年利14・6%）を納める

ことになる心配もありません

。口座引き落し日は、納付

月の25日です。（25日が祝日、

固定資産の縦覧と閲覧

税務課では、平成19年度に登録されている町内の土地および家屋の縦覧を4月1日（火）から6月2日（月）まで実施します。

納税義務者本人の所有以外の土地・家屋についても、一定の項目に限り縦覧ができ、納税義務者本人の課税台帳の閲覧は1年を通してできます。（いずれも、土・日・祝祭日を除きます）

特に、平成19年中に土地の異動をされた方や家屋を新築・増築された方は、早めに閲覧ください。ただし、代理の方が課税台帳を閲覧される場合は委任状が必要となります。

縦覧・閲覧にお越しの際には、必ず印鑑を持って持参してください。

【問い合わせ先】

役場税務課

TEL 0996-86-1111

内納入が原則ですが、納税組合ごとに納入状況を分析する

と、12月に一括完納される方

や、3月の年度末に完納され

る方が多く、納期内納入率低

下の原因となっています。納

期内納入率が低下してしま

って、公共事業などに支払う費

用が不足し、銀行などから一

時借り入れすることになり、

町の仕事に支障をきたすこと

になります。

町税は、まちの活力を支え

るために大切な自主財源で

す。各納期ごとの、納期内納

入にご協力ください。

土・日曜日の場合は、翌営業日）

口座振替申込の方法

1準備するもの

引き落しする通帳・印鑑

2申込場所

引き落しをしたい口座のある金融機関

3申込用紙

各金融機関、役場税務課・総合管理課

4申し込みができる金融機関

①J A鹿児島いづみ農業協同組合東事業所・長島事業所

②鹿児島相互信用金庫長島支店・西長島支店

町税の減免制度

○軽自動車税

身体障害者や精神障害者が所有する軽自動車で、身体障

害者本人が日常生活用として運転する場合、身体障害者の

通院・通学・通所などのため

に、生計を同一にする方が運

転する場合に減免できます。

（3）鹿児島県信用漁業協同組合連合会東町支店

（1人1台に限ります）

○固定資産税

生活保護受給者や公益のため直接占有する固定資産（自

治公民館の敷地を無料で借用している場合）、災害などに

より著しく価格を減じた固定資産などが対象となります。

○「町税減免申請書」は、前年度申請者および各納税組合長さん宛に送付しますので、納期限の7日前までに税務課

へ提出してください。

○「町税減免申請書」は、前年度申請者および各納税組合長さん宛に送付しますので、納期限の7日前までに税務課

へ提出してください。